

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その2)

令和5年(2023年)

目 次

議案第 54 号 鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	5
---	---

鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 5 年 10 月 1 日から適用される神奈川県の地域別最低賃金額の
改定に伴い、会計年度任用職員に支給する給与等が当該金額を下回
ることがないよう必要な改正を行うものである。

鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年6月条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 フルタイム会計年度任用職員の給料月額に100分の115を乗じて得た額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金額（以下「地域別最低賃金額」という。）に、鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたものを乗じて得た額を、12で除して得た額（当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）（以下この項において「算定月額」という。）を下回る場合は、当該算定月額を100分の115で除して得た額（当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

第6条第1項中「鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第12条第1項中「除して得た額」の次に「（当該額が地域別最低賃金額を下回る場合は、当該地域別最低賃金額）」を加える。

第12条第6項中「最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金額（以下この項において「地域別最低賃金額」という。）」を「地域別最低賃金額」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。